



新生活を始めるときこそ気を付けて！

◆賃貸住宅の高額な修繕費請求に注意！！

卒業や転勤などでアパートや貸家を退去する際に、家主から高額な修繕費を請求され、トラブルになることが多くあります。

解説：通常の使用に伴って生じた汚れなどの修繕費は家主の負担となりますので、修繕費が高額となる場合は確認が必要です。ただし、借主の不注意などによる設備の破損、タバコやペットによる汚れなどの修繕費は借主負担です。トラブルを避けるため、賃貸住宅に入居する際は、室内の汚れや傷について家主（管理会社）と一緒に確認し、写真などで証拠を残しておきましょう。

◆一人暮らしを始める人、20歳になる人は悪質商法に要注意！！

就職や進学などで親元を離れ一人暮らしを始める人は、自分の判断で物事を決める機会が増えます。また、20歳になると契約能力がある大人とみなされ、さまざまな悪質業者に狙われるようになります。“契約”とは“法的な責任が生じる約束”で、口頭での約束も含まれる場合があります。一度契約してしまうと、簡単には解約できません。

〈事例1〉友人に「良いアルバイトがある」と誘われ、説明会に行ったところ、“ネットワークビジネス”の勧誘だった。「代理店になり、他の人を紹介すると儲か

る」「初めにパソコンを購入する必要がある」などと言われ、学生ローンを組むよう勧められた。(20代学生、一人暮らし)

解説：うまい話はありません。ネットワークビジネスとは、いわゆる“マルチ商法”のこと。勧誘者の目的は、あなたに加入料や商品代金を支払わせることです。勧誘時の話と違い、思うように人を誘えず、借金と必要のない商品が手元に残り、同時に友人の信頼も失うことになります。

〈事例2〉メル友になった男性に呼び出され、デートと思い喜んで出掛けたら、事務所のような所に連れて行かれた。男性は宝石のデザイナーで、高額な宝飾品を勧めてきた。好意を持っていたので契約してしまったが、その後、男性とは連絡が取れなくなった。(20代女性、一人暮らし)

解説：巧みな話術で恋愛感情を抱かせて契約させ、契約後連絡が取れなくなる“デート商法”で、販売目的を告げずに事務所や喫茶店などに呼び出す“アポイントメントセールス”と呼ばれる手口です。

契約から一定期間内であれば、クーリングオフが可能場合があります。少しでも「おかしい」と感じたら、近くの消費生活センターに早めに相談しましょう。

消費生活出前講座のご案内

総合相談室では、消費者被害を未然に防止するため、各団体に講師を派遣する「出前講座」を行っています。替え歌や寸劇などを交えて、楽しくまじめにお話しします。費用は無料。ぜひご利用ください。

■対象団体 町内会、自治会、老人クラブ、子ども会など

■内容 いろいろな悪質商法の手口や被害と対処方法、最近の消費者相談事例など
※その他の内容についても対応可（要相談）

■申し込み方法 申込先で配布する用紙に必要事項を記入し、ファクスまたは直接提出

※電話での仮予約可

※会場準備、参加者の募集は各団体で実施

※派遣は原則として平日の昼間。休日や夜間などを希望する場合は要相談

■問い合わせ・申込先 本庁市民課総合相談室（内線 141、FAX 1991）



総合相談室について

総合相談室は、市民のための相談業務を行う所です。消費生活相談に関する資格を持った相談員が市民の皆さんからのご相談に対応しています。

市内でもオレオレ詐欺や架空請求、還付金詐欺についての相談が発生しています。だまされてからではお金を取り戻すことはできません。「おかしい」と思ったら、まずはお気軽にご相談ください。

知って防ごう 暮らしのトラブル

特殊詐欺などに限らず、日常の買い物の中などにもトラブルは潜んでいます。契約に関するトラブルなど、「おかしいな」と感じることはあるときは、総合相談室へご相談ください。

■問い合わせ＝本庁市民課総合相談室（内線 141）



市に寄せられた相談の状況

市の相談室に寄せられる相談は年々増加しており、23年度と26年度を比較すると342件増加し、1.3倍以上に増えています(図1)。相談内容は借金、相続、不審な請求についてなどさまざまです。

このうち契約に関する相談では、60歳以上の人が当事者となった事例が4割を超え、高齢者がよりトラブルに巻き込まれやすいといえます(図2)。しかし、若い世代が巻き込まれた事例も少なくなく、年齢に関わらず注意が必要です。

図1 相談件数の推移

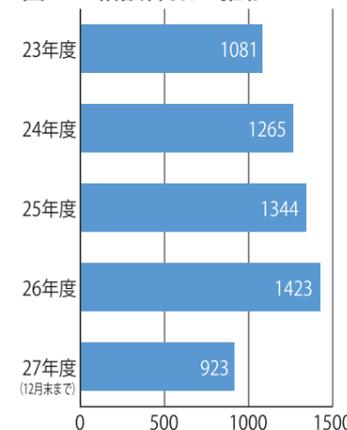
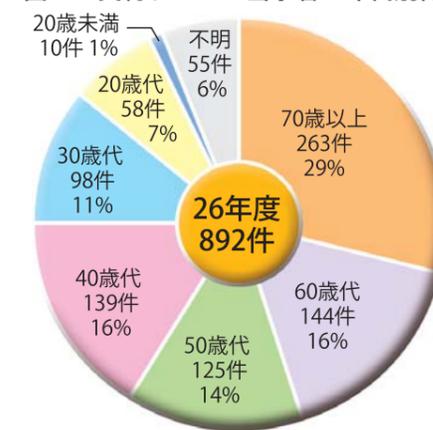


図2 契約トラブル当事者の年代別件数



身近な契約トラブルが増えています

●「今までより安くなる」って、何の契約？

- ①「電話料金が安くなる」と言われ契約したが、インターネットの契約も同時にされており、合わせると料金が倍以上になってしまった。
- ②「インターネット料金が安くなる」と説明され、更新手続きと思い言われるがまま手続きをした。実際は、インターネット回線の会社を変える契約で、前の会社から解約料を請求されてしまった。

➡ 電話などで勧誘を受けてその場で契約してしまい、後で後悔するケースが増えています。何の契約なのかよく確かめて、すぐに返事をせず、家族などに相談してから決めましょう。不要であればきっぱり断るようにしましょう。

●「初回お試し無料」の落とし穴！申し込み前によく確認を！

健康食品の広告に「初回お試し無料」とあり、初回だけのつもりで申し込みましたが翌月以降も商品が届き、高額な代金を請求されてしまった。実は、初回無料になるのは6カ月の定期コースを申し込んだ場合だけで、事業者からは解約を断られた。

➡ 広告に申し込みの条件が書かれている場合、後から取り消すことは難しいです。申し込み前に条件などがいないか確認しましょう。

●個人情報の流出はお金で解決できません！！

「あなたの年金情報が流出している」と言われた。情報を消す手続きとして、コンビニでプリペイドカードを買って番号を教えるよう指示された。従ったところ「あと1社手続きが必要」と追加請求された。

➡ その時々で話題になっている事を口実にした詐欺の手口は後を絶ちません。最近、コンビニなどで売っているプリペイドカード（カードの番号の入力でインターネット上の支払いができる電子マネー）で支払いをさせる手口も増加中。金品や個人情報を要求されたときは、家族などに相談しましょう。

